

<三重県飲食店時短要請等協力金（第6期） 申請にあたっての注意点>

※以下のような不備がある場合、事務局から電話確認や追加書類の提出依頼を行うことがあります。その場合、支給対象となるか否かの決定をするまでに、通常よりお時間をいただくこととなりますので、**ご注意ください**。

1. 支給申請書兼請求書（第1号様式）について

▶枚数が不足している

・支給申請書兼請求書は4枚セットです。特に4枚目は振込先を記載するページなので、必ず提出が必要です。不足がないかご確認のうえ申請をお願いします。

▶申請金額が記載されていない

・申請金額の記載は必須です。申請店舗の協力金額を足し合わせた総額を記載してください。

※早期支給分をマイナスせず、受給できる協力金の総額を記載してください。

▶申請金額の記載ミスがある

・申請金額に記載ミスがあると、修正を求める場合があります。総額の計算ミスや、桁の記載ミス等にご注意ください。

2. 時短営業等実施店舗（別紙①）について

▶通常の営業時間が対外的に告知されている営業時間と異なる

・通常の営業時間は対外的に告知されている営業時間で判断します。通常の営業時間が分かる資料に記載されている営業時間と異なる場合、どちらの営業時間が正しいか確認が必要になりますので、ご注意ください。

▶適切でない部分に○が付けられている

・申請する店舗が、①非認証店（通常営業時間が20時を越える）、②認証店（通常営業時間が20時を越え21時まで終了）、③認証店（通常営業時間が21時を越える）の3種類のうちいずれに当てはまるかをご判断いただき、各日の時短営業の状況を選択して、該当する欄に○を付けてください。

・要請期間中に「あんしん みえリア」の認証を取得した場合は、取得日から認証店となり、記入欄が変わりますのでご注意ください。

・猶予期間を除き、いずれにも○のない日がある場合、協力状況の確認をさせていただきますのでご承知おきください。

3. 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（別紙②）について

▶異なる種別の計算書を使用している

・協力金の算出方法等の違いによって、店舗ごとに使用していただく計算書が異なります。間違った計算書を使用すると、正しい協力金額が算出されなくなるため、計算書を選択する際には十分ご注意ください。

・計算書の種類は以下のとおりです。

○【売上高方式】(別紙②-A)

売上高方式を選択する中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の方が対象です。但し、開業1年未満の店舗は別紙②-Cを、要請期間中に開業した店舗は別紙②-Eをご使用ください。

○【売上高減少額方式】(別紙②-B)

大企業が対象です（中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の方も選択可）。但し、開業1年未満の店舗は別紙②-Dをご使用ください。

○【新規開業特例(1年未満)】【売上高方式】(別紙②-C)

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の方の開業1年未満の店舗が対象です。

○【新規開業特例(1年未満)】【売上高減少額方式】(別紙②-D)

大企業（中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の方も選択可）の開業1年未満の店舗が対象です。

○【新規開業特例・要請期間中の開業】【売上高方式】(別紙②-E)

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の方が要請期間中に開業した店舗が対象です。

▶複数店舗申請する場合で、計算書に店舗名が記載されていない

・計算書は店舗ごとに作成が必要です。店舗名の記載がない場合、どの店舗の計算書か確認が必要になりますので、必ず店舗名を記載してください。

▶売上高が税込みで計算されている

・売上高は税抜きの金額で計算する必要があります。税込みで計算されている場合、修正が必要になりますのでご注意ください。

▶テイクアウトやデリバリー等の売上を含めて計算されている

・協力金を算出するための売上高には、テイクアウトやデリバリー等の売上を含めることはできません。それらを含めて計算されている場合、修正が必要になりますのでご注意ください。
・なお、売上高に含めることができないものは以下のとおりです。

※以下の、売上に含めることができないものや飲食業以外の事業の売上を除外できない場合、売上高方式の場合は一律下限額で計算し、売上高減少額方式の場合は協力金を支給できないこととなりますので、ご注意ください。

◆売上高に含めることができないものの例

- ・ 宅配（デリバリー）や、持ち帰り（テイクアウト）を行っている場合、宅配や持ち帰り部門の売上
- ・ 飲食店以外の事業を行っている場合、飲食店以外の部門の売上
- ・ 指名料、同伴料などの飲食物の料金を含まないサービス料等の売上
- ・ カラオケ設備利用料
- ・ 施設入場料などの施設の利用のための料金
- ・ 宿泊料
- ・ 会場設営費、衣装代、メイク代等
- ・ その他、飲食物の代金を含まないサービス料、売上高等

▶売上台帳等の根拠資料と異なる額で計算されている

・添付されている売上台帳等の根拠資料に記載された売上高と、計算書に記載されている売上高が異なる場合、どちらの売上高が正しいかの確認が必要になりますので、ご注意ください。

4. 売上台帳等について

▶協力金算定に必要な月の売上台帳が添付されていない

- ・第6期の協力金算定には令和3年、令和2年又は平成31年の1月～3月分の売上台帳が必要です。これらの売上台帳が添付されていない場合、提出を求めることとなりますので、ご注意ください。

※なお、売上高方式の下限額で申請する場合（1日あたりの売上高が75,000円以下の場合）、売上台帳の提出は不要です。

▶税込みの売上高が記載されている

- ・売上高は税抜き金額で計算する必要があります。税込み金額でしか作成できない場合、税抜き金額が分かるようにしたうえで提出してください。

▶テイクアウトやデリバリー等の売上が含まれている

- ・協力金を算出するための売上高には、テイクアウトやデリバリー等の売上を含めることはできません。それらを含めた金額でしか作成できない場合、テイクアウトやデリバリー等の売上を抜いた金額が分かるようにしたうえで提出してください。
- ・なお、売上高に含めることができないものは以下のとおりです。

※以下の、売上に含めることができないものや飲食業以外の事業の売上を除外できない場合、売上高方式の場合は一律下限額で計算し、売上高減少額方式の場合は協力金を支給できないこととなりますので、ご注意ください。

◆売上高に含めることができないものの例

- ・宅配（デリバリー）や、持ち帰り（テイクアウト）を行っている場合、宅配や持ち帰り部門の売上
- ・飲食店以外の事業を行っている場合、飲食店以外の部門の売上
- ・指名料、同伴料などの飲食物の料金を含まないサービス料等の売上
- ・カラオケ設備利用料
- ・施設入場料などの施設の利用のための料金
- ・宿泊料
- ・会場設営費、衣装代、メイク代等
- ・その他、飲食物の代金を含まないサービス料、売上高等

5. 誓約書（第2号様式）について

▶日付が記載されていない

- ・誓約書の日付は必須です。日付が記載されていない場合は、再提出が必要となりますので、記載忘れにご注意ください。

▶誓約書の氏名と申請者名が異なる

- ・必ず、申請者が誓約してください。申請者名と誓約書の氏名が異なる場合、再提出が必要となりますので、ご注意ください。

▶署名欄が自署ではなくパソコン入力やゴム印となっている

- ・署名欄は自署が必要です。法人の場合で自署が困難な場合は、パソコン入力やゴム印も可能としますが、必ず、代表者印を押印してください。
- ・なお、次の場合は、有効な署名とすることができますので、参考にしてください。

◆有効な署名と判断できる場合の例（申請者名と誓約書の氏名がそろっている前提です）

- ・申請者の自署のみ
- ・申請者の自署+代表者印
- ・記名やゴム印+代表者印

▶法人の場合で代表者印ではなく社印が押印されている

- ・法人が押印する場合は、必ず「代表者印」を押印してください。社印が押印されている場合、再提出が必要になりますので、ご注意ください。

6. 食品衛生法上の営業許可証について

▶営業許可証の営業者氏名と申請者名が異なるが、理由書の提出がない

- ・原則、営業許可証の営業者氏名と申請者名が一致している必要がありますが、一致していない場合は、「理由書（別紙③）」にて両者の関係性を説明していただく必要があります。理由書の提出がない場合、両者の関係性を確認する必要がありますので、提出忘れにご注意ください。
- ・なお、場合によっては、関係性を証明する書類が必要になりますので、あわせて提出してください。

▶営業許可証の有効期間が要請期間中で途切れている

- ・営業許可証の有効期間内に第6期の要請期間（令和4年1月21日（東紀州地域は1月31日）～令和4年3月6日）がすべて含まれている必要があります。

（例）

営業許可証の有効期間が令和4年1月31日までの場合、有効期間が令和4年1月31日までの許可証（更新前の許可証）と、令和4年2月1日から有効期間が始まる許可証（更新後の許可証）の2つの許可証が必要です。

▶営業許可証の有効期間が開業日より後の日付から始まっている

- ・開業届等の開業日が、営業許可証の有効期間開始日より前の日付であっても、営業許可証の有効期間開始日を基準に協力金額を算出しますので、ご注意ください。

▶飲食店営業許可又は喫茶店営業許可以外の書類が添付されている

- ・協力金の申請には、保健所が発行する、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要です。それ以外の許可では協力金の申請はできませんのでご注意ください。
- ・例えば、公安委員会が発行する「社交飲食店営業許可」等では協力金の申請はできません。

7. 通常の営業時間が分かる資料について

▶通常の営業時間が分かる資料の提出がない

- ・通常の営業時間は対外的に告知されている営業時間で判断します。提出がない場合、営業時間の確認が

できないため、協力金の支給対象として認められない場合がありますので、ご注意ください。

▶対外的に告知されていることが確認できない資料が添付されている

- ・通常の営業時間は対外的に告知されている営業時間で判断します。対外的に告知されていることが確認できない場合、個別に営業時間の確認が必要になりますので、ご注意ください。

8. 時短営業等を実施したことが分かる資料について

▶貼り紙の提出がない

- ・今回の要請で使用した全店舗分の貼り紙の提出が必要です。要請期間中に、時短営業等の内容を変更し、貼紙を貼り替えた場合は、全ての貼り紙を提出してください。

▶貼り紙（写し又は写真）の内容が判別できない

- ・貼り紙の内容が判別できない場合審査ができません。必ず、記載内容の文字が読める状態で提出してください。

▶要請に応じた期間が分からない

- ・要請に応じた期間の記載は必須です。協力金額の算出に使用しますので、記載忘れにご注意ください。

▶通常の営業時間の記載がない

- ・時短営業等を実施したことが分かる資料として使用していた貼り紙等の中に、通常の営業時間の記載がなかった場合は、提出時に使用する貼付台紙の余白部分に、通常の営業時間を記載したうえで提出してください。

9. 店舗の外観・内観写真について

▶外観写真で店舗全体が写っていない

- ・店舗の扉のアップ等、店舗全体が把握できない写真では、店舗の実態が把握できません。必ず、店舗の全体が確認できる写真を添付してください。（1枚に収まらない場合は、複数枚になっても構いません。）

▶内観写真で店内の飲食スペースが写っていない

- ・店舗専用の飲食スペースを有することが必要であるため、必ず、飲食スペースが分かる内観写真を添付してください。（1枚に収まらない場合は、複数枚になっても構いません。）

10. 本人確認書類について

▶本人確認書類の氏名が申請者名と異なる

- ・必ず、申請者本人の本人確認書類が必要です。申請者名と本人確認書類の氏名が異なる場合、再提出が必要になりますので、ご注意ください。また、有効期限が切れた免許証等、期限切れのものが添付されている場合も再提出が必要となります。
- ・なお、通称等を使用しているため申請者名と本人確認書類の氏名が一致しない場合、同一人物であることが分かる資料の提出が必要になりますので、あわせて提出してください。

▶本人確認書類の住所が申請者住所と異なる

- ・原則、本人確認書類の住所と申請者住所が一致している必要があります。一致していない場合、どちらの住所が正しいかの確認が必要になりますので、ご注意ください。

- ・なお、住所変更等があった場合は、変更したことが分かるようにしたうえで提出してください。（例：運転免許証裏面のコピーや現住所が分かる資料を添付する等）

▶登記事項証明書の写しに不備がある

- ・法人の申請で本人確認書類として登記事項証明書を提出された場合、必要な部分（商号、本店所在地、代表者名）が不明確である、証明日が申請受付日の6カ月以内でない、などの不備がある場合は再提出を求めることになりますのでご注意ください。

11. 通帳の写しについて

▶口座名義人が申請者名と異なる

- ・原則、申請者本人名義（法人の場合は法人名義）の口座を記載してください。申請者以外の名義の口座は認められません。
- ・但し、申請者自身が、別途、申請者以外の名義の振込口座を指定する場合は、申請者が委任したことが分かる委任状を作成のうえ提出してください。

12. 要請期間中に開業した店舗について

▶三重県からの要請が解除された後に通常営業を再開していることが分かる資料の提出がない

- ・要請期間中に開業した店舗については、次の要件を全て満たす必要があります。

◆要請期間中の新規開業店が協力金の対象となるための要件

- ①令和4年1月20日（東紀州地域は1月30日）以前から、開業予定日が時短要請期間中であったことが確認できること。
- ②通常の営業時間が20時を越えていることが確認できること。（要請期間が終了した後に20時を越えて営業していること。）

※認証店が21時までの時短営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

- ・上記要件のうち、三重県からの要請が解除された後に、②が分かる資料を提出していただく必要があります。例えば、通常営業再開を告知するチラシやホームページの写し等がこれに当たります。
- ・なお、協力金の支給は、上記に該当することが確認できた後になることをご承知おきください。